

令和7年2月定例会 一般質問概要

令和7年3月7日（金）

質問者：置田 浩之議員



大阪維新の会、大阪府議会議員団の置田浩之です。
通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

1-1. 女性活躍推進①（これまでの取組を踏まえた今後の方向性）

まず初めに、女性活躍推進について順次お伺いします。

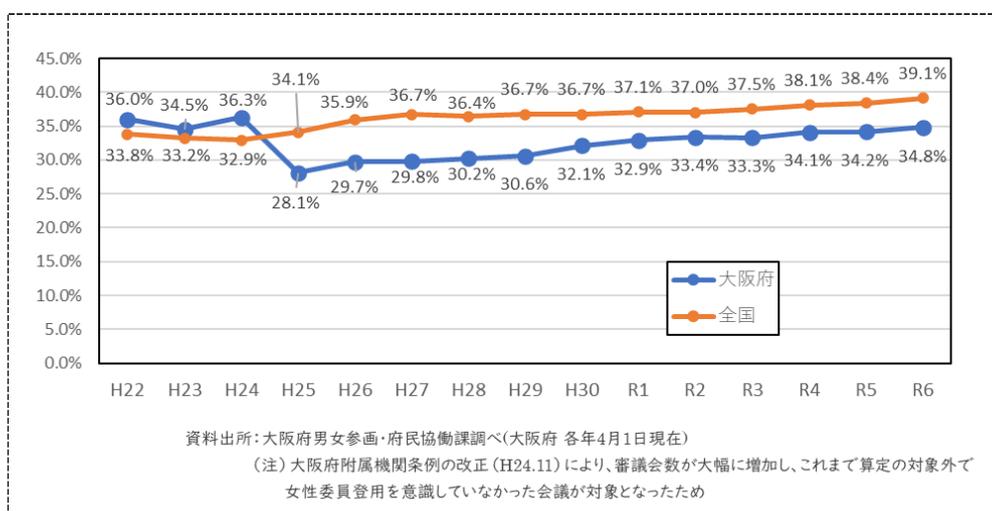
第二次安倍自民党政権下で策定された『日本再興戦略』改訂2014において、わが国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることが社会全体に活力を与えるとして、女性活躍推進が成長戦略の柱の一つに据えられました。

そのような理念のもと、平成28年4月1日に施行された「女性の

職業生活における活躍の推進に関する法律」いわゆる「女性活躍推進法」は、職業生活において女性が個性と能力を十分に発揮し活躍できるよう推進することを目的とした法律であり、国においては、「女性の職業生活における活躍の推進」「職業生活と家庭生活の両立」「本人の意思尊重」といった基本原則のもと、企業における行動計画の策定や、男女の賃金の差異といった情報の公表を義務付けること等を通じて、女性活躍の推進に取り組んできたところです。

一方、大阪府においても、女性活躍推進法の法定計画としても位置付けられる「おおさか男女共同参画プラン」（2021～2025）において、施策の基本方針と具体的取組を示し、大阪府庁内だけでなく、府域において、女性活躍の推進と男女共同参画社会の実現を図ってきたと承知しています。

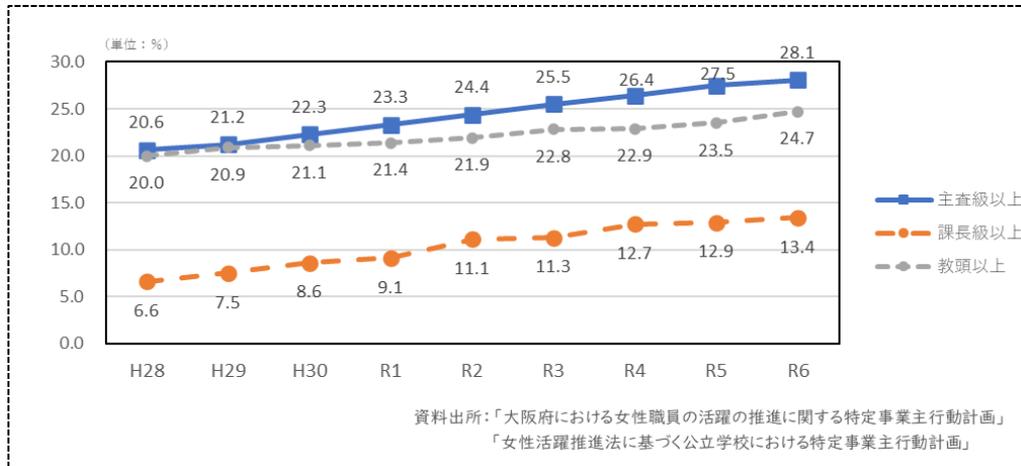
審議会等における女性委員の登用状況の推移



1

モニターをご覧ください。各種の調査結果によれば、
 ①大阪府庁内の審議会等における女性委員の割合が、目標値である40%以上 60%未満に対して、令和2年の33.4%から、令和6年は34.8%となっており、

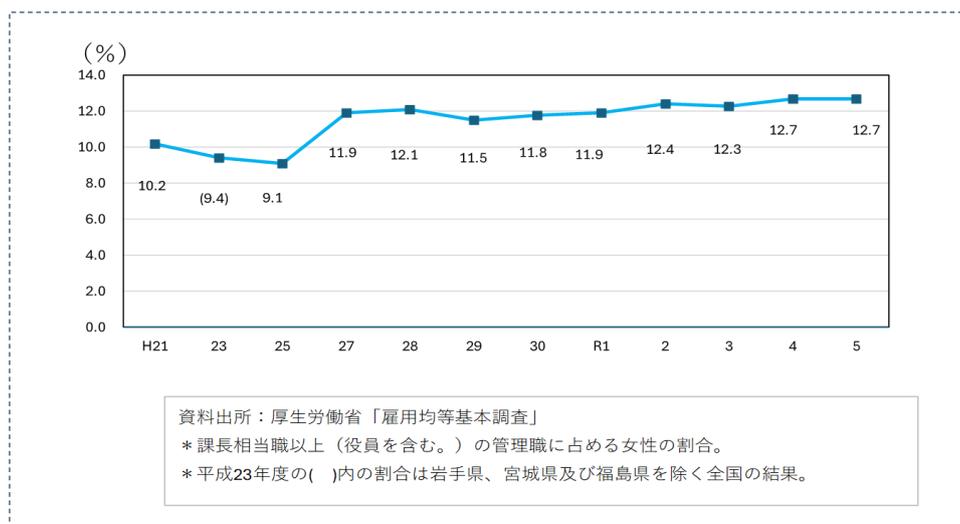
知事部局、学校における 管理職に占める女性の登用状況の推移（大阪府）



2

②大阪府の知事部局、学校における管理職に占める女性の登用状況の割合が、令和2年の主査級以上 24.4%、教頭以上 21.9%、課長級以上 11.1%から、令和6年の主査級以上 28.1%、教頭以上 24.7%、課長級以上 13.4%となっており、それぞれ数値は上昇してまいります。

女性管理職等割合の推移（企業規模10人以上）



3

他方において、厚生労働省の雇用均等基本調査によると、

③全国の従業員10人以上規模の民間企業における女性の課長相当職以上の管理職割合は、統計上確認できる平成21年から現在までの約15年間、上昇しているとは言い難く、令和2年から令和5年までの期間に限っても、12%台の数値でほぼ横ばいとなっており、「指導的地位に占める女性の割合を2020年に30%」との政府目標にまったく届いていないのが現状と言えます。

女性活躍推進法は10年間の時限立法であるため、令和8年3月末にその期限を迎えます。そこで、女性活躍推進に関して、大阪府におけるこれまでの取組みを踏まえた今後の方向性について、府民文化部長にお伺いします。

<府民文化長答弁>

○ 議員お示しの通り、大阪府では、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」を令和3年に策定し、「職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進」などの4つの重点目標を掲げ、全庁を挙げて、男女共同参画社会の実現と女性活躍の推進に取り組んでいる。

○ 現行プランは来年度が計画期間の最終年度となっていることから、次期プランの策定に向け、現在、大阪府男女共同参画審議会において、現行プランの評価と、次期プランの基本的な考え方等について、ご審議をいただいているところ。

○ 来年度末で法期限を迎える女性活躍推進法に関する国の議論や、国において策定予定の「第6次男女共同参画基本計画」の動向も注視しつつ、引き続き、次期プランの策定を進め、さらなる女性活躍の推進に向け取り組んでまいります。

1-2. 女性活躍推進②（大阪府における男性育休取得について）

日本社会において女性活躍が進まない背景として、「仕事は一家の大黒柱である夫（男）の役割、家事育児は家庭での妻（女性）の役割」という、根強い固定観念（アンコンシャスバイアス）の存在が指摘されています。このような固定観念の下、男性は仕事を優先するため長

時間労働になりがちに、女性は家事育児を優先するため非正規労働や短時間労働を選択しがちになり、これが女性活躍を阻む要因となっているというのです。

女性がその能力を発揮し、社会の中で生き生きと活躍するためには、このような固定観念を打ち破り、男性が積極的に育児・子育てに関わる必要がありますが、そのためには、男性の育児休業の取得を促進していくことが有効な手段ではないかと考えます。

大阪府では、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画において、男性職員の育児休業取得率の目標を30%と設定し、取得促進に向けた取組みを進めた結果、令和5年度では53.2%となっており、目標を達成している状況であると聞いています。

この計画については、令和6年5月の国の法改正を踏まえ、新たに、令和7年度から5年間を計画期間とした次期計画案が先般示されましたが、ここに掲げた男性職員の育児休業の取得目標の達成に向け、今後どのように取り組んでいくのか、総務部長にお伺いします。

<総務部長答弁>

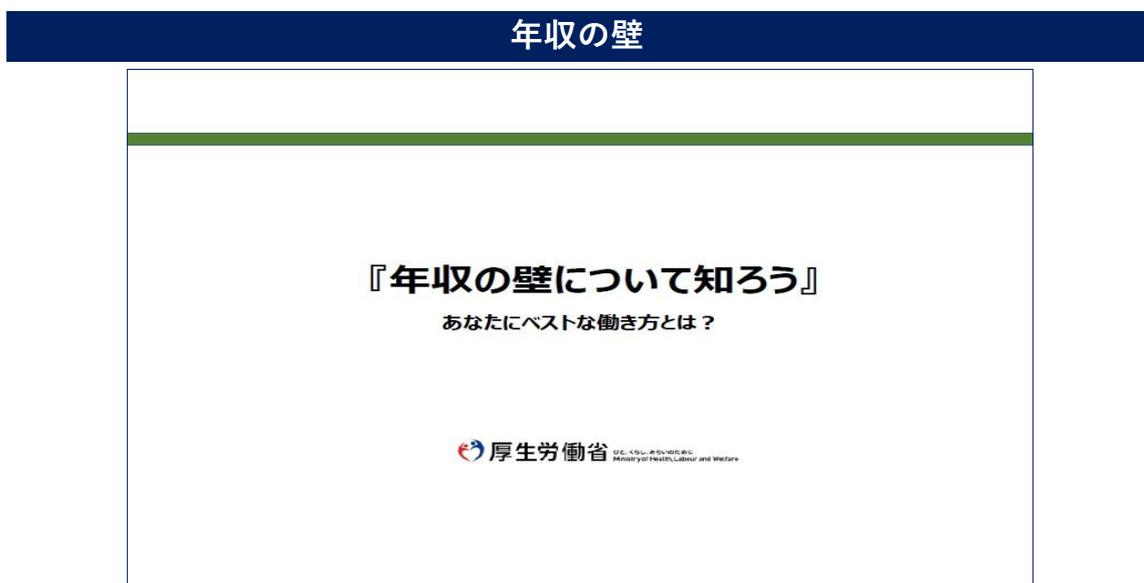
- 近年、少子化が進む中、職員が性別に関わらず育児休業等を取得することで、キャリア形成と育児とを両立し、一人ひとりがその能力を十分に発揮して意欲的に職務に取り組むことができる職場環境を実現することが重要であると認識。
- この度、お示しした次世代育成にかかる第3期行動計画案では、職員が安心して子どもを産み育てることができる職場環境の実現をめざして、様々な施策に取り組むこととしているところ。
- このうち、男性の育児休業取得率については、国の「こども未来戦略」に掲げる目標を踏まえ、2週間以上取得する職員の割合について85%以上をめざすこととし、所属長がイクボス宣言を行う等により機運醸成を図ることに加え、ナッジの手法を活用すること等により、その取得促進を図ってまいりたい。
- 今後とも、すべての職員が働きやすい職場環境づくりを進める中で、子育てと仕事の両立ができる環境を整えることにより、女性活躍の推進に取り組んでいく。

今後、男性の育休取得をさらに進めていくために、自治体だけでなく、民間企業、とりわけ、雇用の7割を占めている中小企業においてどのように取り組んでいくかが大きな課題となります。この点については、私が所属する環境産業労働常任委員会で引き続き議論させていただきます。

1-3. 女性活躍推進③（配偶者に対する扶養手当について）

次に、配偶者に対する扶養手当についてお伺いします。

現在、国において議論が交わされている、税制・社会保障制度における「年収の壁」問題は、パートタイム労働者等の働き控えを生じさせる要因となるなど、女性活躍のあり方にも大きな影響を与える問題であると言えます。



資料出所：厚生労働省『年収の壁について知ろう』

4

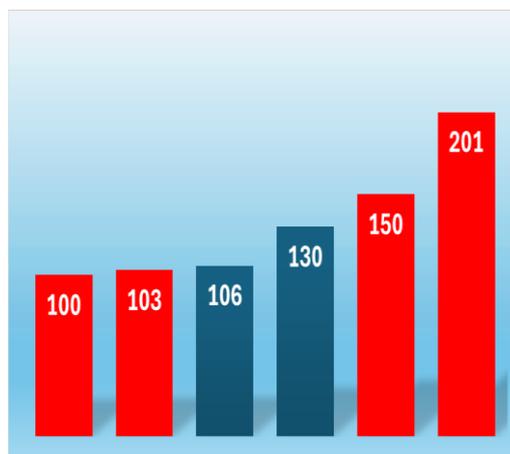
モニターをご覧ください。これは、健康保険や厚生年金保険の扶養の範囲で働く「第3号被保険者」の方向けに厚生労働省が作成した、「年収の壁・強化支援パッケージ」に基づく資料になります。

ここには、年収の壁として、

年収の壁

① 税金に関わる「壁」

100万円の壁	住民税の支払いが発生する年収 (自治体によってはこの金額基準が少し異なる)
103万円の壁	所得税の支払いが発生する年収
150万円の壁	配偶者の所得控除に関する年収の額 (配偶者控除、配偶者特別控除)
201万円の壁	



単位：万円

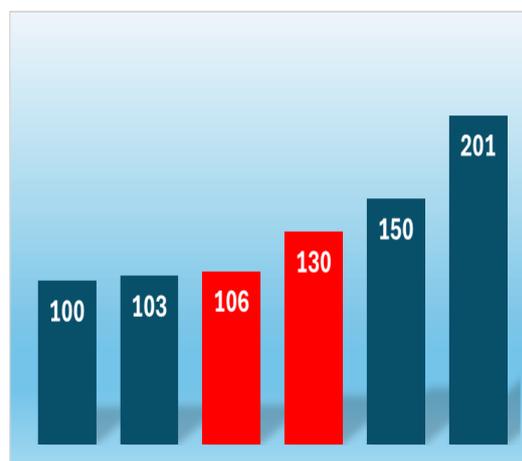
資料出所：厚生労働省『年収の壁について知ろう』⁵

①住民税・所得税の支払いが発生する「100万円の壁」「103万円の壁」、配偶者の所得控除に関する「150万円の壁」「201万円の壁」などの「税金に関わる壁」、

年収の壁

② 社会保険に関わる「壁」

106万円の壁	お勤め先の企業規模によって、健康保険・厚生年金保険への加入義務が発生する年収
130万円の壁	上記以外のお勤め先の場合に、国民健康保険や国民年金の保険料の支払いが発生する年収



単位：万円

資料出所：厚生労働省『年収の壁について知ろう』⁶

②企業規模によって、健康保険・厚生年金保険への加入義務が生じる「106万円の壁」、上記以外の場合に市町村国保や国民年金の保険料の支払義務が発生する「130万円の壁」などの「社会保険の壁」

に加えて、

年収の壁

③ 配偶者手当の「壁」

主に 103 万円
or 130 万円の壁

労働者が会社から支給を受ける
「配偶者手当」等に影響する壁。
企業独自の制度であり、手当支給の
要件(配偶者の収入制限)は様々。



単位：万円

資料出所：厚生労働省『年収の壁について知ろう』

7

③第3の壁として、配偶者手当の壁の存在が指摘されています。

配偶者手当とは、配偶者のいる職員・従業員を支給対象に、自治体や企業が独自に定める手当を指します。名称は配偶者手当、家族手当、扶養手当など様々ですが、多くの自治体、企業において、被扶養者に103万円や130万円といった一定以上の収入があると支給対象外となる定めとなっています。

私は、この配偶者手当についても、女性の働き控えを生じさせる要因と考えており、今後更に社会全体で女性活躍を推進していくためには、民間企業も含めて手当の廃止や縮小を検討する必要があると考えています。

本定例会に、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案が提出されており、改正内容に、配偶者に対する扶養手当の廃止が含まれています。ついては、今般、大阪府において、配偶者に対する手当を廃止することとした考え方について、総務部長にお伺いします。

<総務部長答弁>

○ 扶養手当をはじめとする職員給与については、地方公務員法の情勢適応の

原則や均衡の原則に基づき、民間状況や国制度を踏まえ対応しているところ。

○ 今般、国家公務員の配偶者に対する扶養手当については、労働力人口が減少していく中で、女性活躍推進などの観点から、国において年収の壁による「働き控えの是正」を進めようとしていることや、多くの民間企業が配偶者に対する手当の見直しに取り組んでいること等を踏まえ、経過措置を設けた上で令和8年4月に廃止することとされた。

○ こうした状況の中、本府においては、人事委員会から、国家公務員の取扱いに準拠した勧告がなされたところであり、その勧告を踏まえ、国と同様の改定を行うため、改正条例案を提出したもの。

○ 今後とも、地方公務員法の趣旨に則った給与制度となるよう、人事委員会勧告などを踏まえ、適切に対応していく。

今後、更に社会全体で女性活躍を推進していくためにも、府内の全ての民間企業において、「配偶者手当」が廃止・縮小されるよう、大阪府からも働きかけていただきますよう、お願いします。

明日、3月8日は、奇しくも女性の地位向上、女性差別の払拭をめざす国際女性デーとされています。ここにおられる女性職員の皆さん、女性議員の皆さんはじめ全ての女性が輝く社会を一緒にめざしていきたいと思っています。

2. 金融リテラシーの向上について

次に、国際金融都市実現に向けた金融リテラシー向上についてお伺いします。

我が国では、家計における貯蓄が投資に向かい「成長と分配の好循環」を実現するために、資産運用立国の実現をめざしており、その取り組みの一つとして、家計の安定的な資産形成の支援として金融経済教育の充実を掲げています。しかしながら、現状では、金融経済教育を受けたと認識している人はわずか7%程度と報じられています。

その一方で、成人年齢引下げによるクレジットカード発行の低年

齡化や、昨年1月から新たな少額投資非課税制度・新NISAが開始されるなど、金融が我々の生活により身近に感じられる存在となっており、金融リテラシーを身に付ける重要性が増しています。こうした中、昨年4月には、金融経済教育の機会を全国的に拡充することを目的に金融経済教育推進機構、通称J-FLEC（ジェイフレック）が設立されたところです。

国際金融都市 OSAKA 戦略においても、府民のお金の知識や判断力である金融リテラシーの向上は重要な柱とされており、私はこうした団体や金融経済教育に取り組む民間の金融機関等と連携し、府民に対して広く教育を実施していく必要があると考えています。

そこで、国際金融都市の実現をめざす中で、大阪府市はこれまでどのような金融経済教育を実施してきたのか、また、今後どのようにして府民の金融リテラシー向上に向けて取り組んでいくのか、政策企画部長にお伺いします。

<政策企画部長答弁>

○ 府民の金融リテラシーの向上については、家計管理、生活設計、資産形成などの生活スキルを高めるとともに、企業に対する円滑な資金供給による地域経済の発展を通じて、より豊かな府民生活に繋がっていく好循環を生み出す観点から重要である。

○ このため、今年度は金融機関等とともに府内の公立・私立の小中高7校に出前授業を行った。さらに、J-FLECなどとも連携し、職場や子育て世代を対象としたセミナー等も3回開催したところ。これら授業やセミナー等での事後アンケートでは、8割以上の方から有意義だったとお声をいただいた。

○ さらに、こうした取組みを、効率的効果的に府内に広げるための仕組みとして、「大阪金融経済教育推進ネットワーク」を年度内に構築する。これは、府教育庁や国際金融都市 OSAKA 推進委員会の委員等に参画いただき、府市が仲介役となって、学校等に繋いでいくもの。今後、このネットワークを活かして、多様な金融経済教育ニーズを掘り起こしながら J-FLEC とも連携・協力して、府民の金融リテラシーの向上に努めていく。

国際金融都市の実現を目指す大阪府として、府民の皆さん、とりわけ、年金給付が先細りするこれからの少子高齢化社会を生き抜いていく若い世代の皆さんの金融リテラシーの向上のため、ぜひ継続して取り組んでいただくようお願いいたします。

3. オーバーツーリズムの未然防止について

次に、オーバーツーリズムの未然防止についてお伺いします。

2024年の訪日外国人旅行者数が過去最高を記録するなど、日本各地の観光地が活気に満ちあふれています。大阪でも大阪市内の中心部に多くの観光客が訪れており、いよいよ万博開催ということもあって、今後はより増加することが予想されています。

観光客数の増加は、喜ばしいことではありますが、受入れ限度を遥かに超えてしまうと、オーバーツーリズムの発生が懸念され、地域住民の生活への影響や観光客の満足度低下にもつながってしまいます。

例えば、京都市では、観光客が民家に無断で立ち入って写真撮影したり、地元住民がバスに乗れないという事象が生じており、宿泊税の上限額を1人1泊1000円から1万円へと大幅に引き上げる条例改正とその税収を活用したオーバーツーリズム対策の強化を打ち出されていると聞いています。

大阪府において、現時点ではオーバーツーリズムは起きていないという認識とお聞きしていますが、観光客がこのまま増え続けると、京都市と同様の状況に陥り、結果的に、大阪の観光魅力が低下してしまうのではないかと危惧しています。そうならないためにも、今からオーバーツーリズムの未然防止に向けた取組みを始めるべきだと考えますが、府民文化部長のご見解をお伺いします。

<府民文化部長答弁>

○ 大阪が持続可能な観光都市として発展していくためには、観光客と地域住民の双方に配慮した地域づくりが重要であり、オーバーツーリズムの未然防止

に取り組むことが必要。

○ そのため、来年度は宿泊税を活用し、新たに混雑緩和を目的としたスーツケース等の大型荷物輸送サービスの利用促進や、観光客向けマナー啓発などに取り組むことで、「観光客の受入れ」と「住民生活の質の確保」の両立を図ることとしている。

○ また、府内各地の魅力発信や観光誘客など、府域周遊促進の取組みを継続するとともに、ナイトタイムエコノミーの推進を検討することで、大阪市内中心部における日中の混雑緩和にもつなげていく。

○ 引き続き、多くの観光客に大阪の魅力を満喫していただくとともに、地域住民との共存共栄が図られるよう取り組んでまいります。



4. 一時保護時の司法審査に向けた準備について

次に、一時保護時の司法審査に向けた準備についてお伺いします。

児童福祉法に基づく一時保護については、子どもの最善の利益を守るため躊躇なく行われる必要がある一方、一時的とはいえ、行政の判断によって子どもをその養育環境から離して行動の自由等を制限するものです。一時保護の開始に関し、より一層の判断の適正性や手

続の透明性を確保するため、児童福祉法が改正され、令和7年6月より、親権者等の同意がある場合等を除き、一時保護の開始から7日以内又は事前に、裁判官に対し一時保護状を請求しなければならないなどとした「一時保護時の司法審査」が施行されます。

「一時保護時の司法審査」には、裁判所が一時保護開始の判断に関与し、司法の言わばお墨付きを与えることで、児童相談所と保護者とのトラブルを回避する狙いもあるとのことですが、国が実施した試行運用の結果によると、保護者や子どもの意見聴取、裁判所へ提出する資料作成などに相当時間を要し、児童相談所の事務負担が大きくなることが課題として挙げられています。

また、今後は、児相の業務において、法律に関する専門的な知識・経験が求められる場面も増えるのではないかと考えます。

そこで、府子ども家庭センターにおける「一時保護時の司法審査」への準備状況について、福祉部長にお伺いします。

<福祉部長答弁>

- 府においては、従前より、児童福祉分野に造詣の深い多数の弁護士等で構成される「大阪府児童虐待等危機介入援助チーム」を設置し、法的対応の必要なケースについて、随時、専門的見地からの助言をいただく体制を整備している。
- 「一時保護時の司法審査」の開始に向けた準備として、同チーム弁護士の助言を得ながら、子どもや保護者への説明内容や、対応方法等を盛り込んだマニュアル策定やシステムの仕様変更等を進めているところ。
- また、司法審査にかかる事務を効率的に行うため、非常勤職員の配置等にかかる費用を令和7年度当初予算案に計上し、体制整備を図ることとしている。
- 新たな制度に適切かつ効率的に対応できるよう、引き続き、しっかりと準備を進めてまいります。

先日、A I に一時保護の必要性を判定させるシステムを巡り、こども家庭庁が全国の児相への導入見送りを決めたとの報道がありました

た。個々の事案における一時保護の判断の困難さが改めて浮き彫りになったように感じています。

自治体によっては、常勤弁護士を配置している例もあると伺いました。今後、制度開始以降の運用状況を注視しながら、必要に応じて、常勤弁護士の配置なども含めた対応の強化についても検討いただくことを要望しておきます。

最後に、いよいよ万博開幕まで残すところあと1ヶ月となりました。この議場にいる多くの皆さんが、私と同様、期待と不安の入り混じった気持ちではないかと思いますが、そのような皆さんに対して、次の有名な演説の一節をご紹介します、結びの挨拶に代えさせていただきます。

1933年のアメリカ。大量の失業者などが街に溢れかえる世界大恐慌の最中、大統領に就任したフランクリン・ルーズベルトは、次のような言葉で、アメリカ国民に勇気を与え、危機を乗り越えたと言われている。

「我が国の現状に真摯に向き合うのを恐れる必要などない。この偉大な国家は必ずや、これまでと同様に耐え抜き、復活し、繁栄する。So, first of all, let me assert my firm belief (だから手始めに、私の揺るぎない信念について述べたい) that the only thing we have to fear is fear itself (我々が恐れるべきものはただひとつ、恐れ of の気持ちそのものなのである)。

大阪関西万博の成功を信じて、一緒に頑張っていきましょう。

ご清聴ありがとうございました。